さんぽ鹿児島

SANPO KAGOSHIMA

1999年4月

第10号

労働福祉事業団
鹿児島産業保健推進センター

CONTENTS

巻頭言 …… 1

退任のあいさつ …… 2

センターの平成１１年度事業計画 …… 3～5

労働基準法の改正 …… 6～7

職場巡視 …… 8

入歯と宇宙飛行士 …… 9

衛生管理者からの通信 …… 10

センターの新体制 …… 11

ホームページのご案内 …… 11

相談員の紹介 …… 12

酸素欠乏症等の防止 …… 13

産業保健改善支援事業の案内 …… 14

当センターにおける研修・セミナーの予定 …… 15

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の概要 …… 16

表紙題字は　前所長　鮫島　耕一郎

表紙写真　桜の鶴田ダム

巻頭言

頼り甲斐のあるセンターを目指して

鹿児島産業保健推進センター所長　松下敏夫

この度、初代所長の鮫島耕一郎先生（鹿児島県医師会長）の後任として、当センター所長の重責を担わせて頂くことになりました。

顧みますと、平成８年７月に発足しました当センターは、鮫島所長の卓越したご指導と、関係各位の深いご理解・ご協力によって、この３年間で、確固とした活動の基礎を築いて頂きました。

今後は、この基礎の上に立って、「真に頼り甲斐のあるセンター」を目指して、努力致したいと思っております。何分、浅学菲才の身ではありますが、何とぞ宜しくご支援・ご鞭撻の程、お願い致します。

サテライト協力事業場への参加を

さて、当センターでは、私共と一緒になって鹿児島県における産業保健活動を促進して下さる事業所を「サテライト協力事業場」と命名しています。これは、私共のセンターを大いに活用して頂きながら、本県における産業保健のレベル・アップのために、いわば、「機関車的な役割を果たして頂く事業場」になって頂くことを期待しているものです。「この不況下、産業保健どころの話ではない」というような声も耳にしますが、働く人々の健康を大切にしない事業場は、古今東西、決して栄えた例はありません。

是非、多数の事業場にサテライト協力事業場として登録して頂き、気軽に、産業保健に関する窓口や職場訪問での相談、産業保健の情報の入手、研修の講師派遣依頼など、当センターを大いに活用して頂きたいと思います。

すぐに問題に対応するセンターを目指す

住民の切実な要望に対応して、兎角対応が遅いと批判がある行政サービスでは、「すぐやる課」が好評なようですが、当センターは、皆さんのいろいろなご要望やご質問などに対して、「すぐ対応するセンター」を目指したいと思っております。

地域産業保健センターの積極的活用を

小規模事業場に対しては、各労働基準監督署に対応した地域産業保健センター（国が郡市区医師会に事業を委託）が、事業場の労働者への健康相談窓口の設置や、職場への個別訪問指導、産業保健情報の提供、産業保健に関する広報・啓発などを行っております。しかし、折角の施設も、ＰＲ不足の向きもあって、あまり十分利用されていないのは、誠に残念なことです。

ここに、この地域センターについても、当センターと共々、是非、積極的に活用して頂くように、皆様方のご協力を切にお願いして、所長就任のご挨拶に代えさせて頂きます。

退任のあいさつ

鹿児島産業保健推進センター前所長　鮫島耕一郎

皆様方には、当センターの業務運営に当たりまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私こと、本年３月３１日付けをもって鹿児島産業保健推進センター所長を辞することになりました。

３年間という短い期間ではございましたが、在任中は、関係者の方々から一方ならぬご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

振り返ってみますと、平成８年の開設時には事務所の選定、設備の調達、相談員の先生の選任委嘱、関係機関との折衝等産みの苦しみを味わいましたが、鹿児島労働基準局、鹿児島県医師会等のご協力をいただきまして、九州では福岡、熊本についで３番目の開設となり、８月には関係者をお迎えして、盛大に開所式を挙行することができました。

不況の際の船出でしたので順風満帆とはいきませんでしたが、関係者の熱意に支えられて、鹿児島県における産業保健の中核としての体を成しつつあるのではないかと思います。

また、産業保健情報の発信、研修支援等を通じまして、本県の産業保健水準の向上に些かなりとも貢献できたのではないかと自負しているところです。

ところで、これからの本県の産業保健事情を考えた場合、中小企業が多いこともあって事業主の理解は低く、かてて加えて長引く不況で事業主の産業保健に対する認識には厳しいものがあり、関係部署や経費の削減等が行われ、後退する局面も予想されます。

しかしながら、如何なる経済状況にあっても安全で快適な職場作りを目指す産業保健活動は重要であり、企業の発展は働く人々が健康であって初めてもたらされるものであることを説けば、事業主も健康投資について真剣に考えてくれるものと思います。

鹿児島産業保健推進センターもこのような時代にこそ、その真価を問われるものと思いますが、なにせ未だその力量十分とはいかず、多くの方々の支援を必要としておりますので、関係機関をはじめ関係者の方々のご支援をお願いし、私も、今後は鹿児島県医師会長としてご助力を惜しまないことをお誓いいたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

平成１１年度の事業計画

鹿児島産業保健推進センター

平成１１年３月１５日に開催いたしました鹿児島産業保健推進センター運営協議会（会長　松下敏夫　委員１０名）におきまして、当センターの平成１１年度の事業計画が承認されましたのでここにご紹介し、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

１　事業を推進するに当たっての基本的な考え方

鹿児島県における衛生管理者、産業医等の選任率は比較的に高い水準にあるものの、多くの衛生管理者が他の業務との兼務者であることや、産業医も名目的なものが多く、その活動状況は極めて低調である。

当センターが昨年実施したアンケート調査結果によると、法定どおりの作業場巡視を行っている衛生管理者は３５.2%、月１回以上の職場巡視を行っている産業医は１３.１％という低率となっていることから、衛生管理者、産業医をはじめとする産業保健関係者に対する教育、活動活性化のための支援策を講じていく必要がある。

また、資格を取得していない産業医が５６％（平成１０年３月３１日現在）を占めていて、これも産業医活動が低調である一因となっているものと考えられ、利便性等にも配意した、取得促進のための研修の実施が求められている。

一方、小規模事業場が大半を占めることもあって、事業主の産業保健に対する認識並びに、当センター及び地域センターの認知度は低く、利用状況も低調に推移している状況にある。

したがって、事業主に対する広報、啓発活動が重要で、利用促進のために工夫を凝らした広報等も求められている。

さらに、平成９年の定期健康診断実施状況によると有所見率が４０．６％で、血圧、肝機能等の生活習慣病に係る有所見者数も漸増傾向にあり、また、長引く不況によるリストラ等によって勤労者のストレス等も高まってきているものと考えられることから、勤労者に対する健康教育等の重要性がより一層増してきている。

以上のように鹿児島県における産業保健事情は、至急対策を講ずべき課題が山積しており、特に、昨年１０月に施行された産業医資格の取得促進は喫緊の課題で、早急に取り組む必要がある。

また、当センターの果たすべき役割も高まってきており、関係機関と緊密な連携を図って業務を推進する必要がある。

2　事業運営の目標

平成１１年度における事業運営の目標を次のとおり定め、業務を推進することとする。

(1)　センター利用者の２５％増を図る。

平成１０年度は、統計手法を改めたことにもよるが、窓口相談がかなりの減少となったので、窓口相談も含めた利用者の増加を図る必要がある。

(2)　サテライト協力事業場制度の定着化と活性化を図る。

当センターの独自施策として推進してきた事業であり、定着化及び活性化を図ることによって、センター活動の地方拠点の確保、利用促進のためのモデル事業場として活用できるものと考えられる。

(3)　産業医資格の取得促進及び産業医活動の活性化対策を推進する。

産業保健活動の水準を向上させるためには、産業医が職務の重要性をよく認識し、活動を活発に展開すること等が重要であることから資格取得のための対策、活動活性化のための対策等を推進していく必要がある。

(4)　保健婦、衛生管理者等の能力向上等のための対策を推進する。

産業医の活動を支援するスタッフとして、また、日常の産業保健活動のスタッフとして重要性が高まってきており、的確に対応するための能力向上を図っていく必要がある。

3　事業運営の重点事項

平成１１年度における事業の運営にあたっては、産業保健事情等で指摘した課題を踏まえ、事業運営の目標を達成するため、機動的に波及効果に配意しつつ、次の事項を重点に業務を推進することとする。

(1)　事業主セミナー

事業主の産業保健に関する認識を高めるため、関心のあるテーマを設定して、県内一円で、１５回開催する。

(2)　ケースカンファレンス

産業保健関係者を対象に、メンタルヘルスを中心に２０回開催する。また、参加者の利便性にも配慮して川内市、鹿屋市、名瀬市でも開催する。

なお、労災病院の有する職業性疾病の事例等を活用するため同病院の医師及び労働衛生コンサルタント等によるものも実施する。

(3)　ケーススタディ研修

鹿児島県医師会との共催で産業医研修として、相談員等が実施することとし、「職場巡視の方法」等より実践的な研修を２０回実施する。

また、遠隔地の対象者のため、川内市、出水市、鹿屋市、枕崎市、大口市、指宿市、加世田市、名瀬市等でも開催する。

(4) 保健婦研修

保健婦の資質向上のため、かごしま産業看護研究会と共催で２ヶ月に１回を目処に開催する。

(5) 実地相談

産業保健改善支援事業場及び有害物質取り扱い事業場を対象に実施する。

(6) 研修支援

各種団体への講師派遣を中心に実施し、資料提供等の研修支援にも積極的に対応する。

(7) 広報・啓発活動

多くの県民に産業保健の重要性を訴え、センター業務等の周知を図るため、情報誌の発行、「ご利用のしおり」の作成・配布、関係機関の広報誌への掲載依頼、報道機関を活用した広報等幅広く広報・啓発活動を展開する。

なお、「ご利用のしおり」の作成にあたっては、利用促進を図る観点から利用の好事例の紹介等工夫を凝らしたものとし、利用ニーズの高い図書、ビデオ、研修用機器等の整備にも配意する。

(8) 地域センターに対する支援

基準局と共催で開催するコーディネーター連絡会議において、ニーズを的確に把握し、必要な支援活動を行うものとするが、当面次の支援策を実施する。

イ　日医認定産業医名簿等各種資料の配付

ロ　健康診断機関を通じての利用勧奨リーフレットの配布

ハ　登録医に対する研修の実施

ニ　職場巡視のためのマニュアル・チェックリストの作成・配付

(9) 助成金業務

労働基準局、監督署、鹿児島県医師会、地域センター等の協力を得ながら推進することとし、平成１１年度の新規申請団体数７の確保に努めるとともに、業務の円滑な推進のため、担当産業医とコーディネーターに対し、協力要請を行っていくこととする。

(10) 交流会

関係者の情報交換と問題解決の手法を研究するため、業種別の衛生管理者交流会等を開催する。

(11) 産業保健調査研究

鹿児島県の地域特性に着目した調査研究を実施し、問題解決の方策を明らかにするものとする。

(12) 改正法令等の周知

産業保健に関する法令改正事項、第５次粉じん障害防止総合対策等の行政政策等については、資料の作成・配布を行うほか、事業主セミナーや関連の研修会等において、その周知を図っていくこととする。

労働基準法の一部改正について

鹿児島労働基準局監督課

前号でもお知らせしたように、本号では、改正労働基準法のうち労働時間制度に関する事項を取り上げて解説することとします。

一か月単位の変形労働時間制の要件（第３２条の２）

一か月単位の変形労働時間制を導入する場合には、就業規則等においてその内容を定めておく必要がありましたが、その内容については労使協定の締結、届出によることもできることとなりました。なお、労働時間制度の変更については就業規則の定めが必要ですので、新たな変形労働時間制の導入については就業規則の変更、届出が必要です。

一年単位の変形労働時間制の要件（第３２条の４、第３２条の４の２）

① 対象期間の全期間を通じて使用されない労働者（新規採用者、退職予定者等）についても、その使用された期間中の一週間平均労働時間が４０時間を超えた場合には割増賃金を支払うことを条件として、当該一年単位の変形労働時間制により労働させることができることとなりました。

② 対象期間を１か月以上の期間で区分する場合には、最初の期間以外の各期間については、あらかじめ定めた労働日数と総労働時間の範囲内で、各期間の３０日前までに労働組合又は労働者の過半数代表者の同意を得て、労働日と当該労働日ごとの労働時間を定めることとされました。

③ 対象期間における労働日数の限度は１年について２８０日、一日及び一週間の労働時間の限度は１０時間及び５２時間、連続して労働させる日数の限度は６日（労使協定で定める特定期間においては一週間に一日の休日が確保できる日数）等の制限が、労働大臣により労働省令で定められています。

一斉休憩の例外（第３４条）

一斉休憩の適用除外については、商業等例外が定められている事業を除き、これまで労働基準監督署長の許可が必要でしたが、許可制度が廃止されて労使協定による適用除外の制度となりました。なお、既に受けている許可はそのまま有効ですので、改めて労使協定を締結する必要はありません。

時間外労働の上限規制（第３６条、第１３３条）

いわゆる三六協定において定める労働時間の延長の限度について労働大臣が基準を定めることとされ、協定の締結当事者である労使においてはこの基準を遵守すべきこと及びその基準の遵守について労働基準監督署が指導することが定められました。

なお、労働大臣が定める基準として、一年単位の変形労働時間制によって労働する労働者については、通常の基準よりも短い基準が定められいるほか、女性保護規定の適用を受けていた女性労働者であって子の養育又は家族の介護を行う必要があるとして申し出た者については、現行女性保護規定と同水準の基準が法施行後三年間の経過措置として定められています。

新たな裁量労働制（第３８条の４）

事業運営上の重要な決定が行われる事業場（本社等）において一定の要件の下に設置され

た労使委員会において、次のすべての事項に関する委員全員の合意による決議が行われ、その決議が労働基準監督署長に届け出られた場合については、裁量労働によるみなし労働時間制が認められることとなります。

① 対象業務（事業の運営に関する事項ついての企画、立案、調査及び分析の業務であって当該業務の性質上その遂行方法を労働者の裁量に任せ、使用者が労働時間の配分等ついて具体的な指示をしないものであることが必要）

② 対象労働者の範囲（対象業務の遂行に必要な知識、経験等を有する労働者であって対象業務に従事させた場合に裁量労働制を適用するものであることが必要）

③ 対象業務に従事する対象労働者のみなし労働時間

④ 対象業務に従事する対象労働者の労働時間の状況に応じた健康及び福祉を確保するための措置並びに使用者によるその履行

⑤ 対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措置及び使用者によるその履行

⑥ 対象労働者を対象業務に従事させる場合の本人の同意及び不同意の場合の不利益取扱いの禁止

労使委員会の要件として、次の事項が定められています。

① 委員の半数は労働組合又は労働者の過半数代表による任期付きの指名を受けて過半数労働者の信任を受けた者であること。

② 設置について労働基準監督署長に届け出ていること。

③ 議事が労働者に周知されていること。

④ 議事録が作成、保存及び周知されていること。

この裁量労働制によるみなし労働時間を適用するためには、以上掲げたすべての要件を充足する必要があり、一部でも要件が充たされていない場合には裁量労働制として認められず、労働基準法第３２条にもどって一週４０時間、１日８時間の原則が適用されることとなります。

なお、この新たな裁量労働制の施行は、一年遅れて平成１２年４月１日となりますが、この制度の適正な実施を確保するために、労使委員会が決議すべき事項について労働大臣が指針を定めることとされており、その指針あるいは実施に関する命令等については、平成１１年中に策定あるいは制定される予定となっています。

年次有給休暇の付与日数（第39条、第１３５条）

年次有給休暇の権利は、６か月継続勤務で出勤率８割以上の労働者について６か月経過時点で１０日、以後１年経過ごとに１日づつ加算されていましたが、３年６か月経過時点以降については、１年経過ごとに２日づつ加算されることとなり、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数についても同様の見直しが行われています。

なお、施行から２年間については、経過措置が設けられています。

その他（附則第１１条、第１２条）

子の養育又は家族の介護を行う労働者については、法施行後三年を経過するまでの間に長時間の時間外労働を免除する制度についての検討が行われることとなっています。

また、育児・介護休業法の改正により、子の養育又は家族の介護を行う労働者に対する深夜業の規制が設けられています。

なお、深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、当該労働者が自主的に受診した健康診断の結果に基づく医師の意見の聴取、作業転換等の措置の実施等について、労働安全衛生法の改正が検討されることとなっています。

職　場　巡　視

鹿児島産業保健推進センター相談員　大　重　勝　弘

産業医の職務の中でも「職場巡視」は、労働安全衛生規則により「産業医の定期巡視及び権限の付与」として次のように定められている。

① 産業医は、少なくとも毎月１回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

② 事業者は、産業医に対し、前条第１項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

産業医は、労働者がどのような作業環境の中で、どのような仕事をしているか知らなければ、その労働者の健康管理を十分に行うことはできないし、災害の防止、改善、指導等を行うこともできないのでその実態を把握するため職場巡視を行うことになります。従って職場巡視は産業医活動の基本中の基本である。鹿児島県内の総事業場数は５３,５３０、その内産業医の選任を必要とする従業員数５０人以上の事業場数は１,３９０(2.6％)である。鹿児島県の産業医の選任率は、９５％と九州では１番高くなっているが、月１回以上の職場巡視を行っている産業医は１３.１％という低率である。

この原因としては日医認定産業医の資格を取得していない産業医が５６％（平成１０年３月３１日現在）を占め、産業医の職務を十分理解していないこと、又一人の産業医が多くの事業場の産業医を引き受け、ただ名目のみの産業医となっていることなどが考えられる。産業医活動を活性化するには、名目のみの産業医を廃止し、一人の産業医が１～２事業場を責任をもって引き受け、産業医の職務を十分理解して取り組むことである。

鹿児島県における平成９年、平成１０年の死傷災害発生状況は、発生件数２,１６１件と１,９６３件で、死亡者数はそれぞれ３４人と２６人となっている。業種別に見ると製造業が５６７件と１番多く、次いで建設業の４５３件、運輸・運送業２２５件、商業１７９件となっていて、毎年多くの犠牲者が出ている。

これらの災害の多くは、有害物質の取り扱いや、有害業務についての知識、また、労働衛生教育など、ちょっとした指導や教育をしておれば防げたものと思われる。

我々嘱託産業医としては、日常診療をしながら産業医活動を行うので、時間のやり繰りが思うように行かないのが実情である。

従って僅かな時間でより効果的な職場巡視を行うには、衛生管理者との連携が不可欠です。ポイントをしっかり押さえて巡視を行い、時間的に余裕があるときはその他の場所の巡視を行い、その結果は必ず巡視記録簿に記載し、労働安全衛生委員会へ報告をし、職場の労働衛生の水準を高めるとともに、その職場で働く人の健康を守り、更にその健康を保持・増進させ、これらの犠牲者を一人でも少なくすることが最も重要な課題である。

入歯と宇宙飛行士

鹿児島県歯科医師会

さて虫歯があると宇宙飛行士に成れるでしょうか。いえいえ成れません。でも治したら行けますよ。でも多く虫歯が出来て治療だらけの歯を持つ人はわかりません。無理の様な気がします。なぜなら治した歯は健康な歯より虫歯になりやすく、痛くなりやすいからね。

宇宙では気圧が低いため歯がすぐ痛くなりやすいのです。たとえば飛行機のパイロットやスチュワーデスも地上で少し歯が痛い時は飛行中すごく痛くなるので他の人に交代するらしいのです。宇宙ではもっとひどくなるのでしょう。それと重度の歯周病の方も無理なのです。なぜならいつ痛くなるかわかりません。先程の理由ですごく痛くなりそうです。

それでは宇宙で歯が痛くなったらどうするのでしょう。痛み止めを飲みますか。一人地球へ帰りますか。それとも計画を中止して宇宙船を地球へ向けますか。答えは、まず痛み止めを飲み、それでもだめなら他の飛行士に歯を抜いてもらうのです。ソビエトでは抜歯の道具を用意して宇宙へ飛び出したそうです。いやですね。それなら歯を全部抜いて総入歯にしたら痛くなくなるからよいのでしょうか。いえいえそれも無理のようです。なぜなら入歯は割れるし、無くなるとどうします。宇宙の普通食は食べられない、発音が不明瞭で通信が困難になる、などの理由で総入歯の人は無理なのです。

でもチューブ食なら入歯でも食べられるし、歯が無くても食べられるから良いと思いますね。でもこのチューブ食は今はないようです。なぜなら非常に評判が悪くてチューブ食を食べるのが嫌で宇宙行きを拒否した宇宙飛行士が実在するそうです。また昔の宇宙船は地球のどこに帰るかわからないので砂漠に落ちたときの訓練でヘビやトカゲを食べるのだけど、それ以上にチューブ食はまずかったそうです。やっぱり総入歯、あるいはそれに近い部分入歯の方は宇宙飛行士をあきらめなくてはいけないようです。それでも行きたい方は歯医者を連れて行きましょう。ただし費用はそちら持ちで宜しく。

多くの人達が宇宙に行きたいと思うはずですし、これからの将来を担う子供達には宇宙旅行への機会が当然多いはずです。でもそのためには結局虫歯をつくらないことが一番良い様です。一本虫歯を作る人は次から次へと虫歯が増えます。早期発見、早期治療も必ずしも良いこととはいえません。

定期的に歯科医院を訪れ、歯磨きチェック、フッ素利用、咬み合わせのチェックなどを受け一本も虫歯を作らないようにしましょう。

それでは歯科医院へ行って宇宙飛行士になりましょう。

参考「歯科衛生士」１９９９①
クインテッセンス出版

衛生管理者からの通信

中越パルプ工業（株）　島　重宏

最近急速に技術革新・作業形態の多様化が進む中、衛生管理者の責務は一段と重くなっていますが、本日は当工場の取り組んでいる概況の一端を述べてみます。

最初に工場紹介をしますと、当工場は昭和２９年に川内市誘致企業第一号として操業を開始。従業員４７５名、構内で働く協力会社は４５社あります。主力製品は、上質紙・クラフト紙・雑種紙・特殊紙等を生産しています。工場内には、特定化学物質・放射線・毒物劇物・高圧ガス・危険物等を取り扱う職場があり、衛生管理体制の充実を求められています。

衛生管理体制は、総括安全衛生管理者、衛生工学衛生管理者、産業医が各々一名、衛生管理者は各ブロックから選任された五名、又、事務局として安全管理室三名が柱となっています。

主な活動を列記しますと、

労働衛生管理体制の確立

安全衛生委員会、衛生管理者会議にて、労働衛生対策を立案、推進する

作業環境管理の徹底

作業環境測定士による作業環境の測定を行い、その結果を適切に評価していく

作業管理の強化

作業環境の悪化を防止し、改善必要ケ所の改善や、適正保護具の装備着用の監視

健康管理の推進

健康診断・生活習慣病健診の完全受診及びその結果に基づく事後措置並びに保健指導の実施

労働衛生教育の充実

コンピューター化・自動化の進む中、精神疲労対策、健康管理の正しい理解その他色々取り組んでいますが、衛生管理者が特に力を入れているのが若年者対策です。

当工場の年齢構成は、高齢者が過半数を占め、次いで若年者が続き、中堅層の少ないワイングラス型の構成です。一昨年頃から大幅な世代交代が始まり、当分の間この現象は続く事から、若年者が定年までの長い間、健康で安心して働ける環境づくりが急務となっています。

具体的に実行していくために、一昨年推進委員会をつくり、

「職場安全衛生教育の展開と職場環境改善」

をテーマに、安全衛生教育を充実させると共に、若年者も安心して働ける快適職場づくりに取り組んでいます。

種々団体の皆様のご指導、ご助言をいただきながら地道に努力していきたいと思います。

センターの新体制の紹介

平成１１年４月１日付けの人事異動により、当センターの組織が下図のようになりました。職員一同、皆様方のご要望に沿えるよう頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

所　長　松下敏夫

副所長　玉利榮輝

業務課長　柚木浩輔

事務職員　窪園タエ子

運営協議会（構成10名）

産業保健相談員（12名）
① 産業医学担当（6名）
② 労働衛生工学担当（2名）
③ メンタルヘルス担当（2名）
④ カウンセリング担当（1名）
⑤ 労働衛生関係法令担当（1名）

ホームページのご案内

当センターのホームページは、次のとおりとなっていて、業務案内や各種情報を提供しておりますので、ぜひご覧下さい。

ホームページのアドレスは、

http:/www.OHD.rofuku.go.jp/～kagosima/

です。

鹿児島産業保健推進センター

労働福祉事業団

- ご利用できる日時及び案内図
- 産業保健相談員・相談日のご案内
- 研修・セミナーのご案内
- 図書・教材、情報誌のご案内
- トピックス
- 関係機関・団体等のご案内

相談員への相談、研修・セミナー等に対する問い合わせは、こちらへ

電子メールでも相談等を受けておりますので、ご利用下さい。

E-mail　sanpo46@mxp.mesh.ne.jp

相談員の紹介

各分野の専門スタッフが、健康管理、健康教育等産業保健活動全般に関する相談に応じております。

専門スタッフの担当分野	相　談　例
産業医学	健康診断の事後措置　職業性疾病の予防対策　職場巡視の方法
労働衛生工学	作業環境の改善方法等
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルスの進め方
カウンセリング	職場における指導・相談の進め方
労働衛生関係法令	関係法令の解釈

担当／分野	氏名	所属・役職	相談担当日
産業医学	牧野正興	国立南九州中央病院　医長	第2，4週の火曜日
	米盛　学	鹿児島県医師会　常任理事	第1,3,5週の月曜日
	大重勝弘	鹿児島県医師会　常任理事	毎週木曜日
	川原裕一	鹿児島県医師会　理事	毎週水曜日
	瀬戸山　史朗	財団法人鹿児島県民総合保健センター　所長	第2,4週の金曜日
	橋口良紘	社団法人鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター　所長	第2,4週の月曜日
労働衛生工学	鮫島清武	日本労働安全衛生コンサルタント会 鹿児島支部　事務局長	毎週金曜日
	林　和幸	社団法人鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター　環境測定課長	毎週月曜日
メンタルヘルス	竹元隆洋	医療法人全隆会指宿竹元病院　院長	第1,3,5週の木曜日
	久留一郎	鹿児島大学教育学部　教授	第2,4週の木曜日
カウンセリング	野添新一	鹿児島大学医学部付属病院 心身医療科　教授	第1,3,5週の火曜日
労働衛生法令	鮫島清武	日本労働安全衛生コンサルタント会 鹿児島支部　事務局長	毎週水曜日

（順不同・敬称略）

酸素欠乏症等の防止

鹿児島産業保健推進センター

労働省では、酸素欠乏症等の防止対策の徹底について、平成１０年１２月２２日付けで通達を発出しました。

これは、昭和６３年から平成９年までの１０年間における発生件数が１９２件、被災者数が３１２人、死亡者数が１２７人、被災者に占める死亡者数の割合が４１％となっていて、早急に防止対策を徹底する必要があるためです。

酸素欠乏症は、酸素濃度が１８％未満で発生し、そのおそれのある場所については、労働安全衛生法施行令別表第６に掲示されておりますが、大別して、

酸素が消費される場合（被酸化物の酸化、穀物・果菜・木材等の呼吸作用、有機物の腐敗・微生物の呼吸）

無酸素気体へ置換される場合（窒素ガス等の漏洩、都市ガス等噴出）

があり、通達では酸素欠乏場所の把握、関係者への周知が指示されております。

酸素欠乏症の防止で最も大切なことは、酸素濃度が１８％未満の場所には立ち入らせないことで、そのためには作業開始前はもとより作業中も酸素濃度を測定する必要があります。

また、酸素欠乏症作業主任者の直接指揮の下で作業を行い、従事者に対する特別教育も必要です。

酸素欠乏症の事故現場では、よく二次災害が発生しますが、その原因として、救助する者が酸素欠乏症についての知識がない、あるいは救助のための器具等が準備、整備されていない等が挙げられます。

このため通達では、空気呼吸器等の備え付け、関係者に対する労働衛生教育の徹底、空気呼吸器等の使用方法の教育、救出に関する訓練の実施等を指示しております。

鹿児島県でもガス管工事中、台船内での溶接作業中、汚水マンホール点検中等に発生していて、死亡者も出ておりますので対策の徹底が望まれます。

なお、通達の詳細をご希望の方はご連絡下さい。また、当センターには酸素欠乏症の教育に適切なビデオや酸素・硫化水素等の測定器具を取り揃えておりますので、是非ご利用（ご利用方法等は、「ご利用のしおり」をご覧下さい。）いただき、酸素欠乏症の防止の徹底を図って下さい。

事業あんない

事業主の皆様へ

「産業保健改善支援事業場制度」について

産業保健改善支援事業場制度とは

各事業場での、健康管理・作業環境管理・健康教育等の課題に対して、鹿児島産業保健推進センターの産業医学・労働衛生工学をはじめ専門スタッフが年間（原則１年間）を通じて必要な助言・援助を行う事業です。

［無料です］

具体的には

- センターの専門スタッフが事業場を年に２～３回程度訪問し、作業環境改善のための環境測定に関する指導、改善の相談等のサービスを提供します。
- 健康教育、労働衛生教育などのサービスを提供します。
- 各種の情報を提供します。
- 情報誌、セミナー案内等を提供します。

指定の手続き

- 事業場の産業医等産業保健関係者の了解のもと、事業者からの申請に基づき指定します。
- 申請は年度途中でも受け付けます。
- 下記のFAX送信票、又は電話で申請して下さい。

お問い合せは

鹿児島産業保健推進センター

〒892-0842
鹿児島市東千石町１番38号
鹿児島商工会議所ビル（通称アイムビル）6階
TEL.099-223-8100　FAX.099-223-7100

FAX送信票

産業保健改善支援事業場指定申請書		（平成　年　月　日）	
事業所名		電　話	（　　）
所 在 地		ＦＡＸ	（　　）
担 当 者 職・氏名		業　種	
		労働者数	（概数）　　名
改善及び支援を希望される事項等			

当センターにおける研修・セミナーの予定（平成11年4月～6月）

予定日時	対象者	定員	テーマ	講師
4月8日（木） 午後2時30分～	産業医	20	産業医の職場巡視	相談員　大重　勝弘
4月15日（木） 午後3時～	産業保健関係者	23	メンタルヘルス	相談員　竹元　隆洋
4月21日（水） 午後4時～	産業保健関係者	23	職業病としての末梢循環・神経障害	労働衛生コンサルタント 岡田　明彦
5月13日（木） 午後2時30分～	産業医	20	産業医の職場巡視	相談員　大重　勝弘
5月20日（木） 午後3時～	保健婦	20	心理面接・カウンセリング	相談員　久留　一郎
5月28日（金） 午後3時～	産業医	20	産業医の職務等	相談員　鮫島　清武
6月1日（火） 午後3時～	産業医	20	メンタルヘルスと産業医	労働衛生コンサルタント 河村　裕
6月10日（木） 午後3時～	産業保健関係者	23	外傷後ストレス障害	相談員　久留　一郎
6月17日（木） 午後2時30分～	産業医	20	産業医の職場巡視	相談員　大重　勝弘
6月24日（木） 午後3時～	保健婦	20	心理面接・カウンセリング	相談員　久留　一郎
6月25日（金） 午後2時～	産業医	20	職場巡視における設備等の点検方法	相談員　鮫島　清武

（注意事項）

1　産業医に関する研修の詳細等については、鹿児島県医師会（電話　099―254―8121）へお問い合わせ下さい。

2　産業医以外の方は、当センターへ研修希望日、事業場名、受講者名、職名、電話番号をご記入のうえＦＡＸ等でお申し込み下さい。定員になり次第締め切らせていただきます。

3　研修会場は６月２５日が雇用促進事業団ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元町１４－３電話０９９－２５４－３７５２、駐車場がございませんのでご留意下さい。）、他の日は当センターの会議室を予定しております。

4　受講料は、いずれも無料です。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の概要

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時５０人未満の労働者を使用する小規模事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

助成金の支給申請期間は、毎年４月から５月末です。

助成金の支給額

助成金は、１の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて１事業場当たり次の額が支給されます。

①常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場　　８３，４００円
②常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場　　６７，４００円
③常時使用する労働者数10人未満の小規模事業場　　５５，４００円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

※「常時使用する労働者数」とは、労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の１か月平均使用労働者数とします。

助成金が支給される期間

助成金は、３か年度を限度として支給されますが、２年度目、３年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

情報誌「さんぽ鹿児島」編集委員会構成メンバー

（敬称略、順不同）

会長　竹　元　隆　洋　（指宿竹元病院院長　産業保健相談員）
大　重　勝　弘　（鹿児島県医師会常任理事　産業保健相談員）
安　楽　弓　人　（鹿児島県歯科医師会　常務理事）
仮　山　大　気　（鹿児島県医師会　地域保健課長）
繁　浪　裕　二　（鹿児島労働基準局　安全衛生課長）
禱　　繁　光　（鹿児島労働基準局　労働衛生専門官）
松　下　敏　夫　（鹿児島産業保健推進センター　所長）
玉　利　榮　輝　（鹿児島産業保健推進センター　副所長）

編　集　後　記

待ちに待った春が巡ってきました。春は、希望に満ち、心うきうきする季節です。

しかしながら、別れの季節でもあります。当センターでも鮫島所長が退任されることになりました。誠に寂しい限りです。

先生は、その力量手腕を遺憾なく発揮されまして、九州では３番目という早い時期に当センターを開設され、最も重要で難しい草創期に、職員をはじめ関係者を導いていただきました。先生のご苦労の一端が、退任のあいさつの中にも窺われるところです。

先生の卓越した指導力のお陰で、先行する他のセンターにも負けない業績を挙げており、関係者一同心から感謝しているところです。

センターの基礎固めもでき、これからは飛躍するときという時期に、諸般のご事情からご勇退されることになり、誠に残念でなりません。

職員一同、先生のご教示を宗として職務に精励したいと思いますので、今後ともご指導下さいますようお願い申し上げます。

（副所長　玉利）

発行年月日　平成11年４月１日発行
発　　行　労働福祉事業団　鹿児島産業保健推進センター
発行責任者　松下　敏夫
所　在　地　〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6F
TEL.099-223-8100　FAX.099-223-7100